

第 3 回 沖 縄 県 教 育 委 員 会 会 議 (定 例 会)

1 日時 平成25年 2 月 20 日 15 時 05 分～16 時 00 分

2 場所 教育庁第 1 会議室

3 出席者

委 員	新垣 委員 (委員長) 宮城 委員 安里 委員 富川 委員 泉川 委員 大城 委員 (教育長)	(欠席委員)
教 育 庁	統括監等	教育管理統括監、教育指導統括監、参事
	課長及び 班長等	総務課長、財務課長、施設課長、福利課長、 県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課長、 生涯学習振興課長、文化財課長
	職務のため 出席した者	(事務局) 総務課総務班班長、同班主任 (3名) 総務課教育企画監、教育企画班指導主事 生涯学習振興課管理班班長
4 傍聴した者 <p style="text-align: center;">記者 4 人 / その他 2 人</p>		

平成25年第3回県教育委員会会議（定例会）

（開会15:05）

委員長	ただ今から平成25年第3回県教育委員会会議・定例会を開催します。 はじめに会期の決定を行います。本日1日を予定しておりますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に第2回会議録の承認を行います。富川委員お願いします。
富川委員	正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 今回の会議録署名人は、泉川委員にお願いします。
泉川委員	はい。
委員長	次に教育長報告に入ります。報告1について説明をお願いします。
教育長	（教育長報告1の説明） ・損害賠償請求事件（県立学校における退学処分）について
委員長	御質疑ございますか。 （しばし間があり） 御質疑がないようですので、議事に入ります。 本日は議案が5件となっています。 それでは、議案第1号の説明をお願いします。
総務課長	（議案第1号の説明） ・沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について
委員長	御質疑ございますか。
富川委員	6頁の「効率的に対応するため」という記載について、具体的にどのような点が効率的になるのか説明をお願いします。
総務課長	新設となる二課についてですが、学校人事課については、総務課にある給与制度班と、義務教育課、県立学校教育課にそれぞれある人事班が再編された課となっています。それらの班は連携を図るべき事務も多いのですが、課が異なることによってこれまでは連携が取りにくいといったことが反省点としてございました。また、福利課の健康管理班がメンタルヘルスを扱っておりますが、この班も学校人事課に再編されます。メンタルヘルスについては人事業務と密接な繋がりがありますので、そういった面でも連絡調整が密になることが期待されます。 今回人事部門に、健康管理部門と給与部門を統合したことにより、より迅

	<p>速できめ細かな対応が可能になると考えております。</p> <p>また、同じく新設の教育支援課についてですが、最近離島関係の支援事業が増えてきていますが、そういった新規の事業に加え、現在各課で行っている市町村や県立学校等に対する支援事業等を一箇所に集約することによって、より効率的になるということでございます。</p>
委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(しばし間があり)</p> <p>では、このとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>次に、議案第2号の説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>(議案第2号の説明)</p> <p>・教育庁の組織改編に伴う関係訓令の整理に関する訓令について</p>
委員長	御質疑ございますか。
泉川委員	(組織改編が) 4月1日付けということですが、県内の市町村、学校等への所掌事務等の通知を行うと思います。それは今回の教育委員会会議で決定を受けた後、4月1日までにを行うということでしょうか。
総務課長	はい、基本的には教育委員会で決定頂きまして、その後、県の公報に掲載されますが、関係市町村等には速やかに通知すべきであると考えています。
泉川委員	組織改編についての混乱等は想定されますか。それとも枠組みで言うと、あまり大きな変更ではないと言えるようなものでしょうか。
総務課長	はい、事前のPRという意味では、先だっで行われた市町村教育委員会委員の研修会でも、案ではありますが、組織改編について触れておりますので、各市町村の教育委員の先生方へ周知はさせて頂いておりますし、県立学校校長研修会でも周知しております。今後も、周知を徹底していけば大きな混乱は避けられるのではないかと考えております。
委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(しばし間があり)</p> <p>では、このとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>次に、議案第3号の説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>(議案第3号の説明)</p> <p>・教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について (議案「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見)</p>

委員長	御質疑ございますか。
泉川委員	内容ではなく、手続きに関してですが、このような臨時代理が行われるのは、日数や時間の都合上、期日が差し迫っていて、必要やむを得ないような場合に、このような手続きをとるといっていいのでしょうか。
総務課長	はい。おっしゃるように、時間的にやむを得ない場合に、臨時代理という方法をとっております。
委員長	他にございませんか。 (しばし間があり) では、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に、議案第4号の説明をお願いします。
総務課長	(議案第4号の説明) ・離島児童・生徒支援センター(仮称)の設置に向けた方針について
委員長	御質疑ございますか。
富川委員	内容について異存はないのですが、議案を提出するに至った経緯についてご説明頂けますか。
総務課長	<p>簡単な経緯でございますが、離島児童・生徒支援センターは、平成22年度までに南部町村からの離島会館設立の要望の中で話が出ておりました。その後、一括交付金創設の話が出てきましたので交付金事業として、検討を進めてきました。しかし、一括交付金の要綱等がなかなか明示されないなど、大変難しい、微妙な問題を含みながらの調整でした。また、財政当局からは、建設するのであれば、早期に規模や管理運営や、どういう手法をとるのか等を明確にすべきではないか、というような話もございました。</p> <p>そうした中で平成24年の1月には、離島児童センターのニーズについて、場所、規模を教育委員会として主体的に、もう少し積極的に調べていく必要があるのではないかということで、一括交付金の対象事業として調査経費を要求することといたしました。</p> <p>平成24年度に入りますと、5月補正予算で、調査委託の費用を一括交付金で計上することが出来ました。しかし、その場合にも、交付決定が7月になるなど、(決定までに)時間がかかっていたという状況でございました。</p> <p>その後、12月に委託調査の報告を受けたところですが、今回、(平成25年度当初予算の議案という形で)ある程度、予算の計上が認められたという、一つの節目を捉えまして、教育委員会にお諮りし、設置に向けた方針を決定して頂く時期にきたのではないかと判断した次第でございます。</p>
委員長	他にございませんか。

	(しばし間があり) では、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に、議案第5号の説明をお願いします。
財務課長	(議案第5号の説明) ・教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について (議案「平成25年度沖縄県一般会計予算」及び「平成24年度沖縄県一般会計補正予算(第5号)」に対する意見)
委員長	御質疑ございますか。
富川委員	内容については異存はありません。先ほど泉川委員が質問した内容と重複するかもしれませんが、先ほど臨時代理は、時間的な要因で手続きをとることでしたが、毎年、時間的な要因で臨時代理の手続きをとられているのでしょうか。それとも内容によって臨時代理出来るもの、出来ないものがあるのか、そのあたりを教えてください。
財務課長	臨時代理につきましては、昭和47年に制定された「沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則」の中で、教育長に委任できない事項が(1)から(24)まで項目が並べられております。その中の、(15)に「教育予算、その他議会の議決を経るべき事件の議案の作成について意見を申し出ること」が挙げられています。 また、第4条に臨時代理の規程がございまして、読み上げますと「教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合に限り、第2条各号に定める事項について臨時に代理することができる。」となっています。 この、第2条各号というのは、先ほど申し上げた24項目のことです。そして第4条2項で「前項の規程により臨時に代理したときは、次回の教育委員会に報告しその承認を得なければならない。」と定められておまして、この規定に基づき、臨時代理を行っているという経緯でございます。
富川委員	毎年臨時代理を行っているのか、との質問に対してはどうでしょうか。
財務課長	予算案を含めた県議会の議案については、庁議という知事部局の意思決定機関で最終的に議案として決定されますが、庁議での決定から議会へ提出するまでの時間が限られておまして、どうしても各委員の皆さんに集まって頂いて、事前に議論頂くという時間が取れなくなっております。 そうした事情から、予算案の議案についての意見照会は、例年このような手続きをとっております。 私どもとしては、財政課の予算査定や、部長間調整の際に、事前に、色々な意見を述べておりますけれども、どうしても時間の都合から、委員会会議

	に諮ることは難しい状況であるというのが実情でございます。
委員長	他にございませんか。 （しばし間があり） では、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 これで、本日の日程はすべて終了しましたので、閉会します。
	閉会（16:00）